

かながわブランド振興協議会販促資材貸出規程

第1 目的

この規程は、かながわブランド振興協議会（以下、「協議会」という。）が作成する販促資材を貸出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 販促資材

協議会が貸出す販促資材は、販促資材貸出承認申請書（様式1号）に記載の資材とする。

第3 貸出承認申請

販促資材の貸出しを希望する者は、様式1号に必要な書類を添付して、協議会会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

第4 貸出承認

会長は、第3の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

- (1) 協議会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合。
- (2) 販促資材の正しい使用方法に従って使用されないおそれがある場合。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合。
- (5) その他、会長が販促資材の貸出しについて不適當であると認める場合。

2 前項の承認は、販促資材貸出承認書（様式2号）をもって行うものとする。

第5 遵守事項

販促資材の貸出しの承認を受けた者は、販促資材を使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販促資材使用基準（別記）に定められた用途のみに使用すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (3) その他、協議会が特に付した条件に従って使用すること。

第6 紛失等の届出

販促資材の貸出しの承認を受けた者は、販促資材を紛失又は磨耗し使用できなくなった場合には、販促資材紛失等届出書（様式3号）を会長に提出するものとする。

2 販促資材が磨耗し使用できなくなった場合の届出においては、その販促資材についても、会長に併せて提出するものとする。

第7 承認の取消

販促資材の貸出しの承認を受けた者が、第5に定める事項を遵守しなかった場合、その他この規程に違反したときは、直ちに販促資材を返却しなければならない。この場合、販促資材の貸出しの承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

第8 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年3月5日から施行する。

- 平成24年5月29日 一部改正
- 平成25年5月30日 一部改正
- 平成29年5月31日 一部改正
- 令和3年5月26日 一部改正